

## 令和7年度 町単 中軽井沢エリアデザインガイドライン策定業務委託仕様書（案）

### 1 業務名称

令和7年度 町単 中軽井沢エリアデザインガイドライン策定業務委託

### 2 業務の目的

中軽井沢エリアは美しい自然と冷涼な気候に恵まれ、役場庁舎や病院等の都市機能、住宅、駅前商店街が徒歩圏内に集積する地区であるが、空き店舗の増加や渋滞による環境悪化等により徐々に賑わいを失っている。そこで、湯川河川の親水空間や駅前商店街、都市施設の利活用・再整備を行い、それらを回遊性の高い歩行者空間で繋ぐことで地域全体の魅力向上と暮らしと観光の調和を目指す官民連携によるまちづくりを行う。本エリアを中心としたまちづくりに向けて、既に地域で行われている中軽井沢エリアデザイン会議の成果を踏まえ、エリアプラットフォームの構築と「中軽井沢エリアデザインガイドライン」（未来ビジョン）の策定を行う。

本業務の受託者は、取り組みの担い手となる民間事業者や次世代リーダーを育成し、多様な関係者（行政・住民・関係団体等のステークホルダー）による実施体制のあり方検討及び自立・自走に向けた体制の構築、並びにまちづくりの方向性整理や適切な技術的助言・提案を行い、ビジョン策定に向けた支援を行うものとする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日までとする。ただし、令和7年度業務は令和8年3月19日までとし、出来高検査を受けるものとする。

### 4 業務内容

本業務は、国土交通省「官民連携まちなか再生推進事業」（令和7年度）に申請し、採択されたことを受けて、エリアプラットフォームの構築と未来ビジョンの策定に向けた支援を行うものとする。

- (1) エリアプラットフォームの構築支援
- (2) エリアプラットフォームの運営支援
- (3) ワークショップ等の企画・開催
- (4) 地域特性（まちの魅力や課題）の現状分析
- (5) 公共空間を活用したイベント・実証実験の企画・開催
- (6) 未来ビジョン策定支援
- (7) 補助金関連資料の作成支援

## (1) エリアプラットフォームの構築支援（別紙1参照）

エリアプラットフォームの構築に向けて、町や関係者との連絡調整、規約等の作成、必要に応じ活動する人材・団体の集積を行う。併せて、公共空間を活用する官民連携の機運を醸成し、行政主導から官民連携へ自立・自走のまちづくりの実現に資する組織となるよう、組織のあり方や組成方法を検討し、関係者と合意形成を図る。

構成者の候補としては以下を想定しており、受注後、町と協議のうえ、構成者の調整を行う。

### 【主な構成員予定者】（コアメンバー）

- ・商工会中軽井沢支部
- ・中軽井沢商店サービス会
- ・中軽井沢区会
- ・地元企業
- ・金融機関
- ・公共交通事業者
- ・軽井沢町
- ・専門人材

## (2) エリアプラットフォームの運営支援

### ①会議等の運営支援

- ・エリアプラットフォームの会議（6回程度を想定）において、会議資料の作成、参加者との連絡調整、会議への参加・説明、議事要旨作成等を行う。なお、開催回数の変更による委託費の見直しは行わない。
- ・エリアプラットフォームの活動全体に対して、包括的かつ対外的に情報発信できるよう、企画支援を行う。

### ②謝礼金・費用弁償の支払い

- ・現地コーディネーターとなる人材と連携して業務を行うものとし、その謝礼金及び費用弁償は受注者負担とする。

※現地コーディネーターとは、ビジョン実現に向けて必要とされる知識（エリア内外の歴史の変遷への理解等）や経験（中軽井沢エリア内を対象としたまちづくり活動実績、ステークホルダーとの良好な関係性）を有し、関係者間の連絡調整等、業務の概要に示す業務を受注者とともに具体的に実施する地域の担い手を指す。現地コーディネーターについては、町と協議のうえ、選定する。

※金額は「軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」第2条別表を参考とする。

- ・アドバイザー等の知見が必要となる場合には、随時、意見聴取や会議への参画手配を行うものとし、その謝礼金及び費用弁償は受注者負担とする。

### (3) ワークショップ等の企画・開催

官民連携の機運醸成を図るため、本エリアの住民を対象としたワークショップや勉強会等の開催（5回程度を想定）。

※ワークショップ開催回数の中に、まちづくりに意欲のあるプレーヤーを発掘・育成するための企画等を含めるものとする。

### (4) 地域特性（まちの魅力や課題）の現状分析

ワークショップ、イベント、実証実験（2か所を想定）、各種データ、現況調査、アンケート（50名程度を想定、WEB又は紙どちらでも可）等の必要な調査を通して、現状のエリアの魅力や課題を抽出・分析する。

### (5) 公共空間等を活用したイベント・実証実験の企画・開催

中軽井沢駅前商業エリア、湯川河川エリアの公有ストックを活用し、歩きたくなるまちなかの構築や商業活性化のためのイベント・実証実験について、企画開催案の検討、参加者（地元店舗等を想定）のとりまとめ・連絡調整、エリアプラットフォームの開催、広報・広告物の制作、参加者アンケートの企画・実施、開催当日の運営・実験効果の記録、結果の検証・総括等を行う。例年7月に開催している祇園祭等、地元イベントとの連携も可とする。

### (6) 未来ビジョン策定支援

#### ①中軽井沢駅周辺の回遊性向上に向けた構想検討

中軽井沢駅から湯川までの回遊性向上に向けた検討を行う。検討では、湯川の活用や新庁舎との接続性も見据えるものとする。

#### ②湯川の利活用に向けた構想検討

湯川の利活用に向けた検討を行う。地域住民の日常的な利用を想定した親水空間や移動手段の整備を通じて、地域全体の賑わいの創出を図るものとする。また「かわまちづくり支援制度」の活用を想定していることから、本業務で策定する未来ビジョンの内容を踏襲し、申請書の作成支援も行うものとする。

#### ③中軽井沢エリアデザイン会議の成果として町に提出された「中軽井沢地区まちづくりに関する要望書」の内容を踏まえるものとする。（別紙2参照）

#### ④魅力的で分かりやすいビジュアルによる未来ビジョンを作成する。

### (7) 補助金関連資料の作成支援

「官民連携都市再生推進事業制度要綱」及び「官民連携都市再生推進事業費補助金交付金付要綱」並びに国・県からの照会内容等に基づき、国土交通省に提出する補助金の一部関係資料について作成支援を行う。

## 5 業務の対象区域

軽井沢町 中軽井沢エリア

※官民連携まちなか再生推進事業の対象エリアは別紙3参照

## 6 業務責任者等

- (1) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有し、同種又は類似する業務実績のある技術者を配置しなければならない。
- (2) プロポーザルの企画提案書に示した管理技術者及び担当技術者を配置する。ただし、事情により配置できなくなった場合は、同等の技術・経験を有する技術者を選定し、発注者の承認を受けなければならない。

## 7 発注者との打合せ

受注者は業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じて発注者と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行う。その内容については受注者がその都度議事録を作成したうえで、速やかに町に提出する。

## 8 関係機関等との打合わせ

本業務の遂行上必要と考えられる場合、受注者は発注者の了解を得たうえで、関係機関等と打合せ等を行う。その内容については受注者がその都度報告書を作成のうえ、速やかに町に提出する。

## 9 成果品

- (1) 業務が完了したときは、所定の業務完了届及び成果品の提出し、町の検査を受けるものとする。検査において、町から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正する。
- (2) 業務完了後において、受注者の責に帰すべき事由による業務の瑕疵が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

### (3) 成果品

・業務報告書	2部
・エリアプラットフォーム運用マニュアル（組織概要図含む）	2部
・未来ビジョン	2部
・未来ビジョン概要版	2部
・上記成果の電子データ	一式

※電子データの記録形式は、PDF形式とWord、Excel、PowerPoint形式のいずれか2種類とする。その他の記録形式によるデータを提出する場合は、町と協議す

るものとする。

(4) 納品場所

軽井沢町役場（総合政策課まちづくり推進室）

10 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに、他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。
- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者はその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

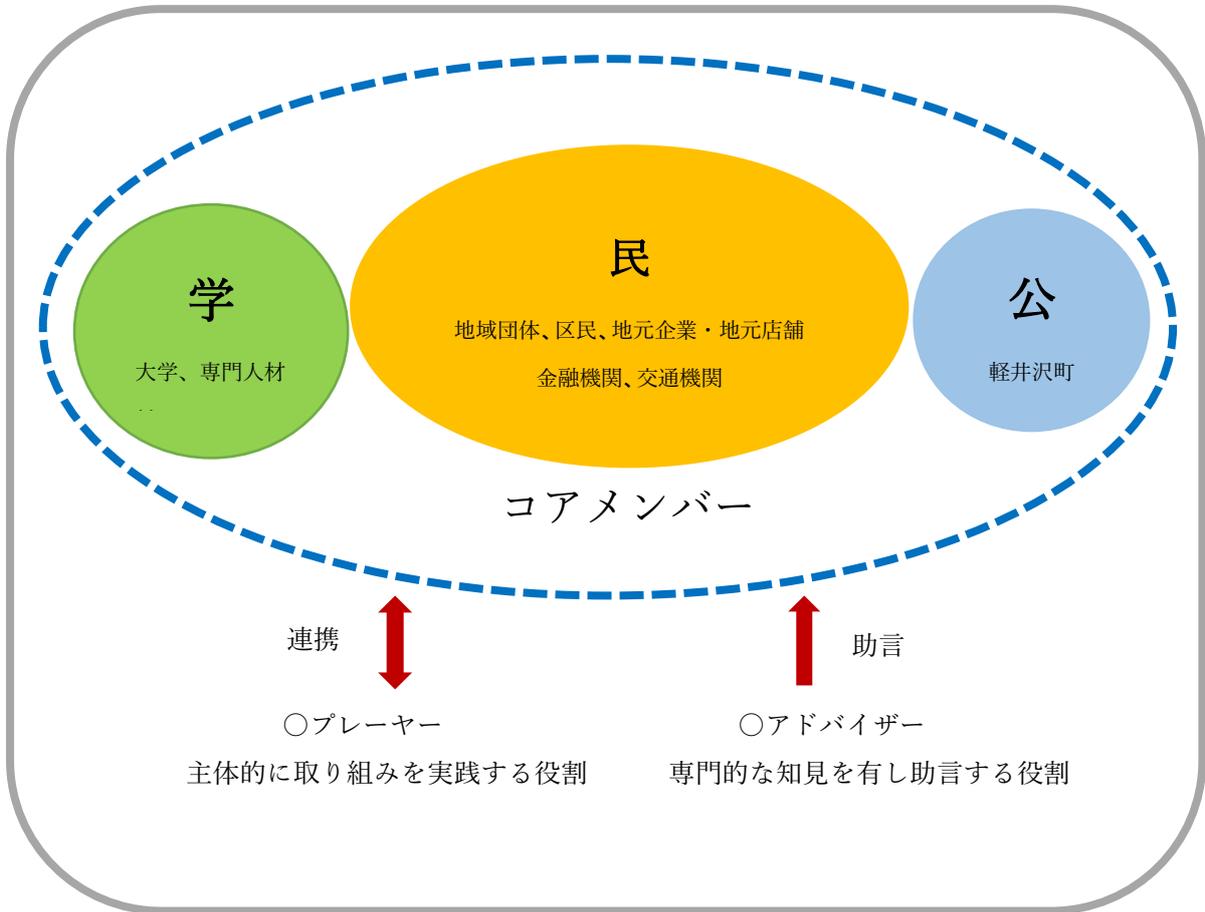
11 特記事項

- (1) 公募型プロポーザルにおける提案事項については、発注者と受注者との協議により実施方法等を確定する。
- (2) 本業務に関し、町は所有するデータを必要に応じて可能な限り提供するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に基づいて適切に取り扱うものとする。また、受注者は本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者の許可なく第三者に譲渡してはならない。契約終了後も同様とする。

12 その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合、又は定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

## エリアプラットフォームイメージ



# 中軽井沢地区まちづくりに関する要望書

中軽井沢エリアデザイン会議

## ■テーマ

### 中軽井沢 ウェルアクティブコミュニティ構想

-観光と健康が調和する健康まちづくりの実現に向けて-

#### 1: 背景と動機

中軽井沢地区は、軽井沢町の全住民のおよそ4分の1が集中する生活拠点としての性格を持つ一方で、観光産業の活性化に伴い来街者の増加が際立つ地区でもあります。異なる性質が共存する当該地区では、オーバーツーリズムによる交通渋滞や空気環境の悪化、移住者の急増による住宅開発が進むことで、「軽井沢らしさ」の喪失といった課題などが挙げられています。

一方で、関係人口及び土地利用の多様性は、地域経済の活性化や地域住民との交流を通じたイノベーションや新たな価値創出に寄与する大きなポテンシャルも秘めています。

本構想では、「歩く」を重要な糸口として捉え、現在の車中心の移動手段を歩行中心の移動手段に転換することで、上述の課題解決及びポテンシャルの最大化を目指し、**地域住民と来街者が共存し調和しながら発展していくまちづくり**の実現を目指しています。

「歩く」ことがもたらす効果として、**まず地域住民の健康向上**が挙げられます。少子高齢化が急速に進む我が国において、健康寿命の延伸は最重要課題の一つであり、軽井沢町も例外ではありません。健康寿命の延伸は**地域の医療費削減**に効果的であるとされており、その実現には集団全体に健康増進や疾病予防の働きかけを行う**ポピュレーションアプローチ**によって、集団全体の健康リスクを減らす方法が有効です。

住民が意識的な努力をしなくても、ただ**生活しているだけで健康になれる「ゼロ次予防」**に注目し、都市環境を改善することで、健康で活動的な空間・地域を実現することが、地域全体の身体活動量の向上に寄与すると考えています。

また、ここでいう健康には、身体的健康に加え、心の健康や生きがい、幸福感といった「Well-being」も含まれます。歩行は、感性を刺激する移動手段と言えるでしょう。**音を感じ、温度を感じ、香りを感じる**ことで、これまで車移動では得られなかった中軽井沢の豊かな環境を体感できるようになります。これらはメンタルヘルスの向上にも寄与することも明らかになってきています。

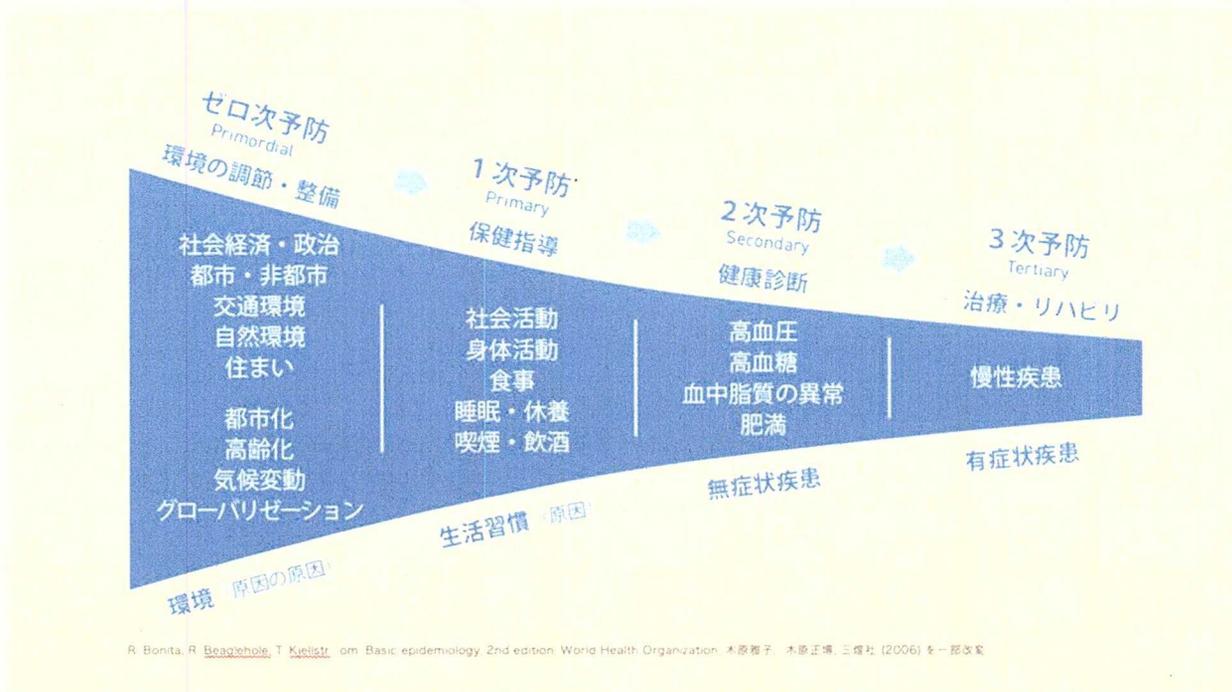
「歩く」ことがもたらすもう一つの効果として、**観光体験の価値向上と地域経済の活性化**が挙げられます。現在の中軽井沢地区の道路環境は、流入する車両や訪問者の量を十分に受け止められるほど整備されているとは言いがたく、各所で課題が顕在化している状況です。

歩きやすい環境を整備し、ウォーキングツーリズムを活性化させることは、地域への車両流入の抑制につながり、観光体験および住環境の質の向上に寄与すると考えられます。また、車による観光が目的地に限定された点的な観光であるのに対し、歩行による移動は、立ち寄りや滞留を伴う**線的・面的な観光**へと発展する可能性があり、これは地域商業の活性化への期待も広がります。

また、地域のウォーカビリティ向上により鉄道での訪問者増加が見込まれることから、中軽井沢駅を起点とした歩行移動への誘導と地域商業の活性化が重要な取り組みとなると考えています。

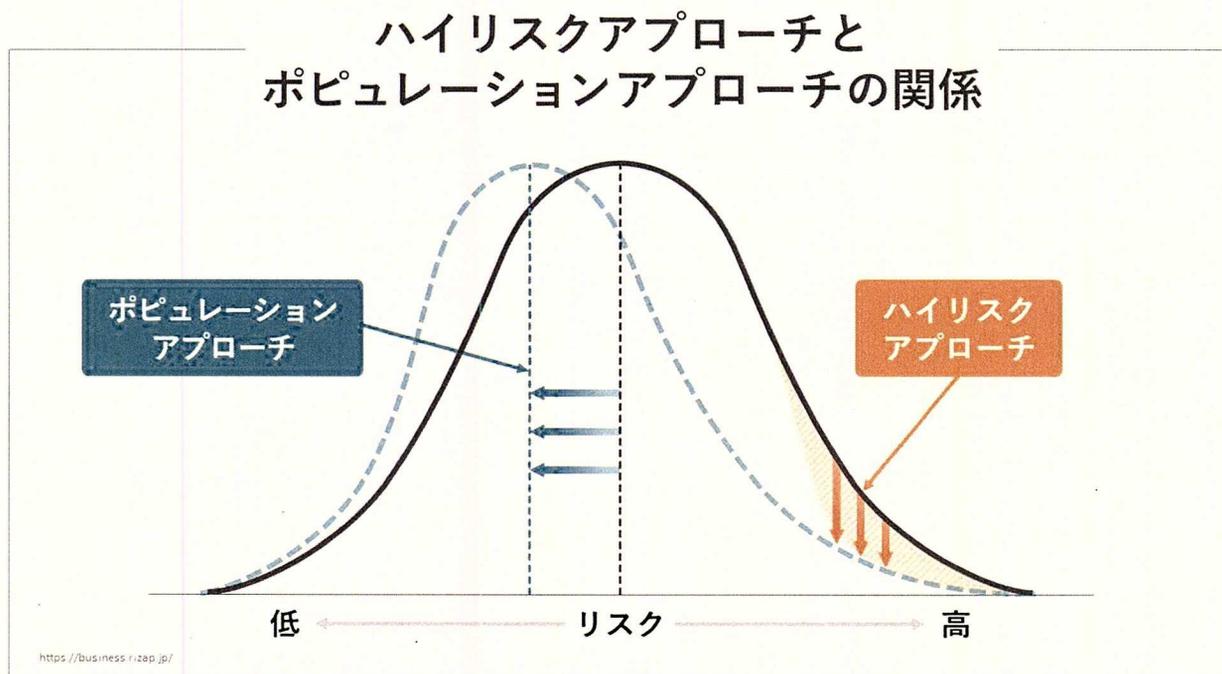
上述の背景より、本構想では**湯川を活用した連続的歩行環境の整備**と**中軽井沢駅前の既存道路環境の再構築**を主要な対象範囲として、**観光と健康が調和する健康まちづくりの実現**を目指しています。本構想の拡充と実現に向けて軽井沢町のご協力を賜りたく、本要望書の作成に至りました。

▼ゼロ次予防とは



- ゼロ次予防：環境を改善し、個人の努力無しに健康へと導く
- 一次予防：個人の努力に基づく健康増進
- 二次予防：病気や障害の重症化予防
- 三次予防：リハビリテーションや保健指導、再発防止

▼ポピュレーションアプローチによって 集団全体への健康リスクを低減するイメージ



ハイリスクアプローチ：健康診断などで疾病発症の可能性が高い人を明らかにして、個人への介入を行う手法  
 ポピュレーションアプローチ：集団全体を対象として働きかけを行い、全体としてリスクを下げる取り組み方法

## 2：本構想の目的と効果

本構想の4つの目的とそれらに期待される健康効果をまとめました。

期待される健康効果

### **【ウォーカビリティの向上】** → **身体活動量の向上**

- ・湯川沿いに親水性を持った質の高い歩行空間を整備する。
- ・湯川を東西に渡る人道橋(歩行者専用橋)を渡すことで、分断された東西の移動に歩行移動の選択肢を増やす。
- ・146号線に流入する歩行者及び自転車の抑制(146号線沿い歩行環境の課題への対策)

期待される健康効果

### **【車両流入の抑制】** → **空気環境の向上**

- ・オーバーツーリズムに伴う渋滞への課題解決。
- ・歩行環境の整備と適切な駐車場計画を行い、エリアへの車両流入を低減及び歩行での移動を促進する

期待される健康効果

### **【地域商業の活性化】** → **交流の活性化**

- ・ウォーカビリティの向上に伴う歩行移動の活性化は買い回りや滞留などを誘発し、地域商業の活性化を促す
- ・買い物や食行動を通じて、地域交流の機会が増加する

期待される健康効果

### **【生物多様性の価値の認識と行動】** → **メンタルヘルスの向上**

- ・木々と川が共存する木道付近を生物多様性に着目したフィールドとしての位置づけ
- ・軽井沢の豊かな自然を維持するとともにその価値を再認識する場所
- ・五感で感じる自然「軽井沢らしさ」の維持・保全

## 3：提案の内容

### 3-1：内容及び実施方法

公民が参画する「中軽井沢エリアデザイン会議」の議論を踏まえ、観光と健康が調和する健康まちづくりの実現に向けた中軽井沢地区のビジョンとして「中軽井沢ウェルアクティブコミュニティ構想」を策定。自然、水辺(湯川)、道路、公園・広場等の豊富な自然資源と公共空間を活用した3つの公民連携プロジェクトの実施により、「**地域住民の健康と暮らしの質の向上**」及び「**観光客の体験価値の向上**」の両立を目指します。

本構想を構成する3つの事業は以下の通りとします。

#### **事業案1：湯川かわまちづくり事業**

#### **事業案2：駅前道路空間再構築事業(中軽井沢駅前周辺道路空間の再編)**

#### **事業案3：歩行環境活用プログラム事業**

上述の事業はハード及びプログラムの両面からのアプローチを含んでいます。

具体的には湯川沿い及び中軽井沢駅前商業エリアを結ぶ歩行環境のハード整備を事業案1及び2にて実施し、さらにプログラム事業(事業案3)を組み合わせることで事業案1,2によって整備されるハード環境の価値を最大化することを期待しています。

以下に各事業の詳細については次ページ以降の通りです。

## 事業案1：湯川かわまちづくり事業

現状、中軽井沢地区における南北の移動は146号線が主要導線になっており、多くの車両が流入している他、その歩行環境の整備は十分とはいえない状況にあります。

本線の歩行環境の改善には、周辺街区を含めた区画整理等による手法が考えられますが、その実現には費用、時間、地権者等の観点から多くの課題が予想されます。

他方、自然資源に目を向けてみると、146号線に沿って南北に流れる湯川は、中軽井沢地区を象徴する自然資源であるにも関わらず、その活用は未だ十分ではなく、その活用可能性に期待が持てます。

本事業では、湯川に沿って南北の歩行移動を担う遊歩道を整備することを想定しています。野鳥の森から浅間大橋までの約3kmの範囲が一続きの遊歩道によってつながることを最終的な目標とします。

この遊歩道は、地域住民の日常の移動手段になる他、観光客が駅周辺に車を止めて南北を歩行で移動するウォークツーリズムを活性化させるための新たな町の骨格になることを期待しています。

南北に広がる遊歩道は大きく3つのゾーンに分けて、それぞれが有する個性に即したテーマ設定を考えています。

### ■ゾーンA：長倉神社前の河川公園化（事業全体のエントランスゲート）

毎年7月中旬に行われる祇園まつりと花火大会は、長倉神社および湯川周辺を中心に、地域全体に大きな賑わいを創出します。祭りや史跡は、シビックプライド（地域や自治体に対する住民の誇りや愛着）を形成・醸成する重要な要素であることが知られています。

ゾーンAでは、史跡である長倉神社周辺の河川空間を活用し、地域住民が日常的に利用できる親水空間として河川公園化を想定しています。祝祭性と日常性が共存するように整備することで、場の力を最大化し、シビックプライドの醸成に大きく寄与することが期待されます。

本事業による効果としては、新庁舎・公民館（行政機能）-長倉神社（歴史）-長倉神社前河川公園（親水空間）-駅前商業エリア（地域商業）-中軽井沢駅（交通結節点）までのエリア全体が歩行でつながり、地域住民や観光客の車中心の移動から歩行中心の移動への行動変容を促すことが期待されます。

#### 〔組み合わせが想定される事業や取り組み〕

- ・PPP活用公園運営事業(公園内において民間によるカフェ等の整備・運営)
- ・民間によるマルシェやマーケットなどの実施

### ■ゾーンB:ネイチャーポジティブパーク（五感で自然を感じるエリア）

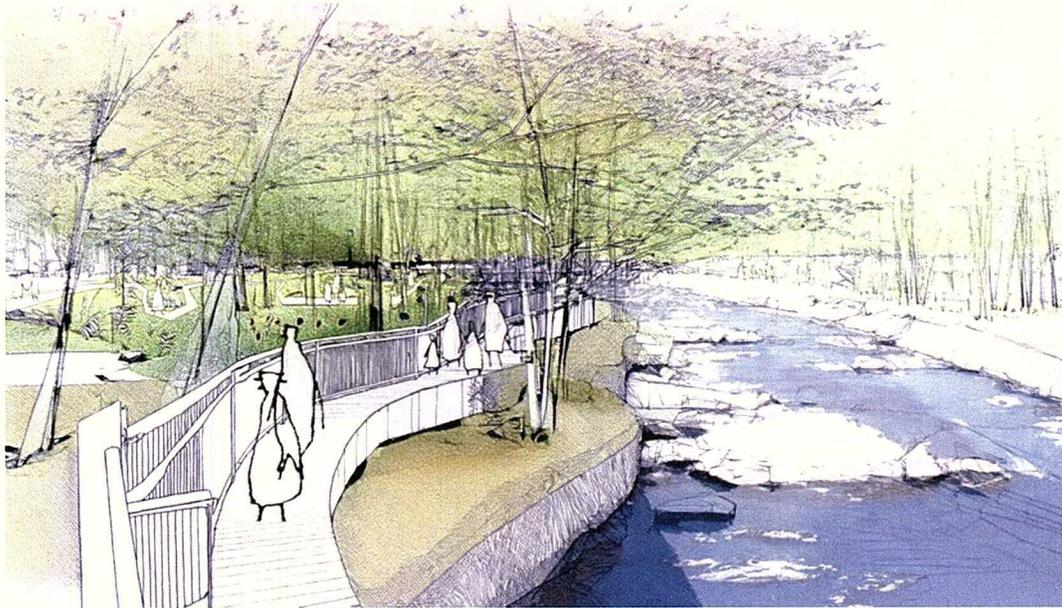
浅間大橋の北側に位置する、緑豊かな自然が残るこのエリアは、住宅開発が進む現在の中軽井沢地区において「軽井沢らしさ」を残す貴重な地域であると言えるでしょう。エリア内に整備された木道は、自然や生物を体験するための重要な要素ですが、現状では十分に活用されているとは言えません。

ゾーンBでは、このエリアの生物多様性の価値に注目し、グリーンインフラとして活用することを想定しています。グリーンインフラとは、樹木や花などの「みどり」だけでなく、水、土壌、風、地形、生物なども含む概念です。既存の自然環境を維持しながら、既存の木道の拡張や湯川沿いの親水空間の整備を進め、軽井沢の豊かな自然を五感で感じるエリアとして整備し、長倉神社前河川公園から緩やかに連続する空間を目指します。

緑や水といった自然要素には、主観的健康感を向上させ、メンタルヘルスに良い効果があることが明らかになっています。ウォーカビリティの向上による身体活動の増進に加え、心の健康を促進するアプローチとしても期待されます。

#### 〔組み合わせが想定される事業や取り組み〕

- ・東西に湯川を渡る人道橋及び飛び石の整備
- ・生物多様性に関する学習環境の場としての活用
- ・ネイチャーポジティブの推進活動



▲自然を五感で体感するネイチャーポジティブパークのイメージ

### ■ゾーンC:ユカワゾイテラス（親水性の高い商業エリア）

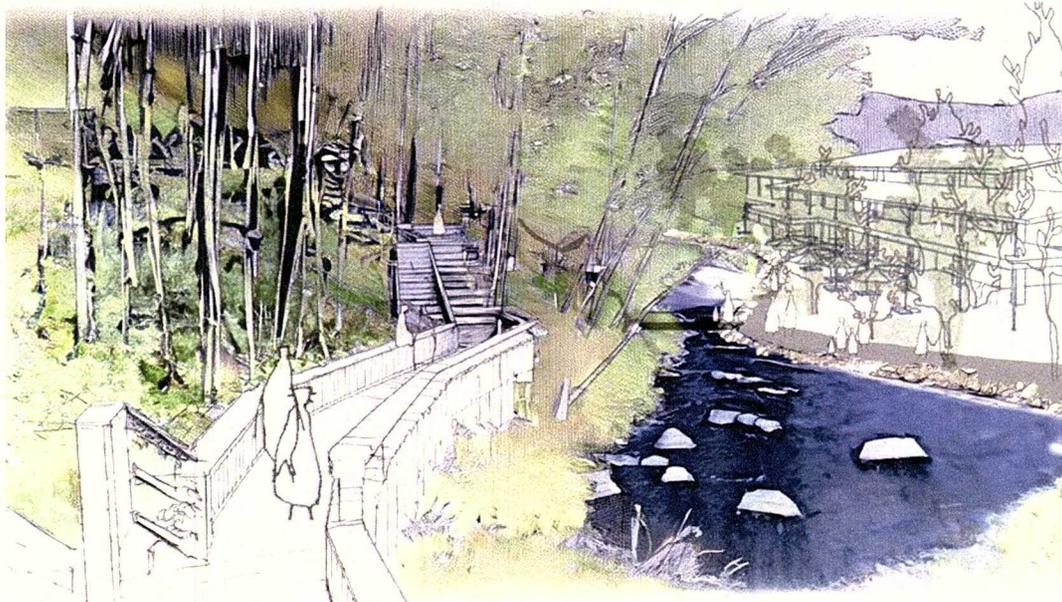
せきれい橋付近は、ハルニレテラスなどを中心とした商業が盛んなエリアであり、今後予定されている千ヶ滝地区の大規模開発を見据えると、商業集積がさらに進むことが予想されます。一方、繁忙期には146号線の渋滞や歩道での自転車走行が既に課題となっており、商業集積の進展に伴って、これらの課題がさらに深刻化することが懸念されます。

ゾーンCでは、せきれい橋周辺エリアを対象に、商業機能と連携した湯川沿いの連続した歩行環境を整備し、中軽井沢の豊かな自然の中で買い物や飲食が楽しめる環境を目指します。湯川沿いの歩行環境を南北に延伸させることで、来訪者に歩行という移動手段の選択肢を提供し、146号線への車両流入の削減が期待されます。

飲食や物販などの既存の商業機能を活用しながら、親水性の高い商業施設としての魅力を高めると同時に、146号線側の交通環境改善にも寄与する構成が望まれます。

#### 〔組み合わせが想定される事業や取り組み〕

- ・東西に湯川を渡る人道橋及び飛び石の整備
- ・商業等の都市機能を担う民間事業者を核に河川空間を含めた一体的運営管理



▲湯川沿への商業機能の導入と接続性の高い遊歩道のイメージ

## 事業案2：駅前道路空間再構築事業(中軽井沢駅前周辺道路空間の再編)

道路空間は自動車の安全かつ円滑な通行を主たる目的とされてきましたが、社会・経済情勢の変化に伴い、その利活用に関するニーズも変化しつつあります。

本事業は中軽井沢駅前商業エリアを中心に、道路空間を利活用する民間取組の事業化とそれに併せた道路空間の再編、再配置をを想定しています。

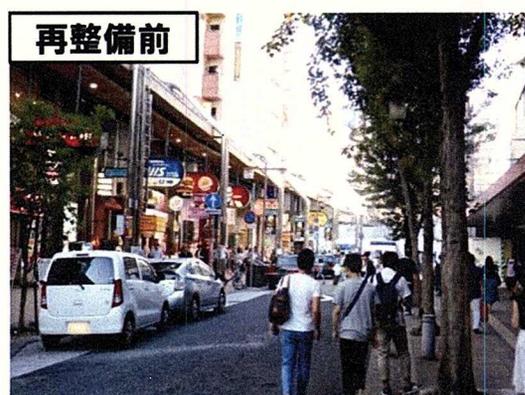
道路空間のあり方を再構築することで、地域における賑わいの創出や、まちづくり、道路交通の安全確保を実現を目指します。事業案1(湯川かわまちづくり事業)における長倉神社前河川公園化との連続性を確保し、各事業が相互に連携することで地域商業の活性化、ウォーカビリティの向上、車両流入抑制など、様々な課題を解決するポテンシャルを有すると考えられます。

### 〔先行事例〕

- ・歩行者優先化による人中心の道路空間の形成

サンキタ通り(神戸市 三宮通り)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/771113712917.html>



▲車両と歩行者が混在し、移動の機能しか持たない道路



▲人間中心の歩行環境となり、様々な使われ方が実現されたストリートの様子

## 事業案3：歩行環境活用プログラム事業

事業案1,事業案2によるハード環境の整備によって湯川沿いの水辺空間及び駅前周辺はウォーカビリティの高い都市構造へと進化します。

その整備されたハード環境をより有効に活用するためには、プログラムの導入が有効であると考えます。

本事業はスマートフォン等を用いてチェックポイントを巡るスタンプラリー形式の健康プログラムを導入を想定しています。

町内のサイン整備と連携し、町全体にチェックポイントが展開されることを想定。歩幅を計測して脚力の健康度を確認したり、歩行姿勢を確認したりするなど、多様なチェックポイントを組み込むことで、楽しく歩く意識を醸成し、町内移動手段として歩行の定着を促します。軽井沢町に点在する美術館を巡るルートや自然環境を学ぶルートを設定するなど、そのテーマ設定によってその波及効果は軽井沢町全体に及ぶ展開力を有します。

また歩行運動に応じたポイントと地域の商業施設との連携によって、より実効性のあるインセンティブを提供することが理想です。地元商業機能と連携したポイントの導入は歩行による買い回りや滞留行動を促し、近隣商業の活性化にも寄与すると考えられます。

### 〔先行事例1〕

- ・身体活動とポイント連携の事例

千葉市ウォーキングポイント+WAONポイント

<https://chiba.karada.live/landing/>

〔先行事例2〕

・ウォーカビリティの高い集合住宅団地での健康プログラムの事例

「TOKIWALK」

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisei/keikaku-kousou/sdgs/tokiwalk.html>



### 3-2 : 想定される補助金及び支援制度等

・基本構想策定時(2025年度)  
「官民連携まちなか再生推進事業」(2025年1月中旬応募締切)

- ・エリアプラットフォームの構築
- ・未来ビジョン等の策定

<https://www.mlit.go.jp/toshi/common/010000010.pdf>

・計画策定段階～竣工(2026年度～2030年度)  
「かわまちづくり支援制度」(2025年6月中旬応募締切)

<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

- ・完成後(2030年以降)  
「官民連携まちなか再生推進事業」(毎年1月中旬応募締切)
- ・社会実験・データ活用(竣工前後における行動変容に関する調査等)
- ・普及啓発事業

<https://www.mlit.go.jp/toshi/common/010000010.pdf>



◀本構想の全体像

※事業案3(歩行環境活用プログラム事業)は事業案1及び2の範囲に限定せず、軽井沢町全体の展開されることを想定しており、町全体の資源を活用したプログラムに発展することを想定しています。

# 官民連携まちなか再生推進事業の対象エリア

